

氏名	Oppong-Kusi Benard Kwame		
学位の種類	博士 (環境学)		
学位記番号	博 甲 第 9092 号		
学位授与年月日	平成 31年 3月 25日		
学位授与の要件	学位規則第4条第1項該当		
審査研究科	生命環境科学研究科		
学位論文題目	Examining Land Conflicts, Land Dispute Resolutions and Women Farmland Rights in the Dormaa Traditional Area, Ghana (ガーナのドルマ伝統領土における土地紛争、土地紛争解決、女性の農場への権利についての考察)		
主査	筑波大学准教授	Ph.D.	松井 健一
副査	筑波大学教授	Ph.D.	渡邊 和男
副査	筑波大学准教授	工学博士	雷 中方
副査	筑波大学准教授	博士 (理学)	廣田 充

## 論 文 の 要 旨

この論文は、ガーナにおける土地紛争の背景を明らかにし、土地紛争解決のための政策を考察したものである。ガーナを含めた西アフリカ諸国は、先史時代から文明が存在し、伝統的な土地の所有や利用を行っていた。植民地政策とその後の独立による西洋的な土地管理政策が導入されてきた過程で、伝統と西洋的土地権概念の重複が起り、今日まで多くの土地紛争が起きてきた。著者は、この土地紛争について、どのような原因で起こるのかを調査をした。また、伝統的な紛争解決と近代的な法廷訴訟の双方を分析し、土地紛争解決の現状を明らかにした。

調査は、2017年4月から7月にかけてガーナ中央のブロング＝アハフォ州ドルマ地区を対象に、住民・行政官などへのインタビュー形式で行った。また、土地行政機関である土地委員会（中央政府機関）や、ドルマ慣用地事務局（伝統的権威を代表する機関）、スツールランド行政事務局（伝統機関と中央政府のリエゾン）、土地紛争専門の弁護士団への聞き取りも行った。さらに、地方の裁判所での土地紛争に関する過去60年間の記録を収集・分析した。

この結果、土地紛争の要因について次の4つが主要な問題であることが明らかになった。1つ目は、土地所有を明確にした文書記録がない、あるいは不十分なことである。調査したドルマ地区は、伝統的な土地制度が色濃く残っており、人口の80%以上が先祖代々そこに住み、主に農業を小規模で営んでいる。伝統的に土地を得るには、チーフによる了解が必要であり、特定の樹木や川などによる境界が設けられてきた。一方、西洋的な法律概念を植民地政策以降導入し、ガーナ独立後は政府の定めた法律による土地権の登録が行われるようになると、伝統的な土地所有の理解が希薄な行政官による土地権の付与などが起り、伝統的な土地所有者との軋轢が生じるようになった。特に、外部から移住してきた住民には、伝統的な所有地の境界は分かりにくく、侵害訴訟へと発展するケースが調査した判例の多数を占めた。

この問題と関連して、2つ目の要因は、土地を管理する管轄が伝統的な権威と国の機関で重複していることである。行政は、土地委員会を設置し、土地権の記録管理などを行っているが、伝統的な土地所有

に関する情報を持っていない。土地紛争が起きた場合は、チーフの邸宅内に設置される伝統的な裁判所が設置される場合と国の地方裁判所で扱われ場合がある。それによって、土地紛争への対策も大きく異なる。例えば、国の裁判所では、原告と被告が敵対関係を持ちながら審議が英語で弁護士を介して行われる。かつては、チーフが訴えられることはなかったが、近年、チーフが被告となる事例も見られるようになった。裁判官は、一般的に伝統的な土地権を認めていないため、紛争後は測量士による土地区画の設定などが行われるケースがある。結果、伝統的リーダーやその周辺との軋轢が生じた。また、国の裁判所で争われる土地紛争事件が増えているため、判決までに時間がかかる事件がほとんどである。著者の調査では、ドルマ地区の場合、過去60年間の事例の中で、55%が7ヶ月から2年かかっており、36%が3年以上かかっている。一方、伝統的な紛争解決では、一週間程度で紛争が集結するケースが一般的である。紛争はチーフらによって地域の言語で調停され、和解へと持ち込むことが多い。また、法廷では、英語ではなく地域の言葉で行われるため、一般市民にとってアクセスしやすい状況となっている。紛争解決にかかる費用も伝統的な解決方法は国の裁判所より大幅に安価である。

3つ目の要因は、以上のような複雑な土地紛争の現状を理解している行政官や弁護士が非常に少ないことである。著者の調査では、裁判で原告が敗訴するケースが多いということが明らかになった。判例を見る限り、土地所有に関して誤解をしている弁護士がいることもわかった。

4つ目は、土地の相続が複雑でわかりにくいことが挙げられる。ある男性の土地所有者が死去した場合、ガーナではその妻に受け継がれるという考えがある一方、伝統的に地域のチーフと長老の組織が一旦差押さえ、総合的に協議（経済的状況や残された子供への支援などを含める）をして相続者を決める慣習がある。さらに、教会が仲介に入るケースも見られる。こうした中で、著者は、女性の相続に関してどのような意識があるのかを調査した。結果、ドルマ地区に関しては、伝統的な慣習で相続が決まっているためか、女性が特に不利になっているという意識がないことが分かった。とはいうものの、著者の判例調査では、女性が相続問題で不服を訴え、高等裁判所まで控訴したケースもあることが明らかになっている。一部ではあるが、女性の相続問題が顕在化していることも事実である。

## 審 査 の 要 旨

ガーナの複雑な土地問題・紛争については、ODAの国際援助機関による報告にもあるが、国際協力や援助事業の円滑な運営に影響を与えてきた。しかし、外部からの研究者では地域ごとの複雑な状況をとらえきれずにいたのが現状である。本論文で著者は、土地問題・紛争の要因を明らかにすることができた。特に、(1) 伝統的な土地所有権の文書記録化の重要性を明示したこと、(2) 土地を管理するガバナンス体制の重複の改善の方法として伝統的な法廷と西洋的な法廷の紛争解決状況を明らかにしたこと、(3) 遺産相続制度の複雑な形態を明確にしたこと、(4) 行政官や弁護士の伝統的土地所有に関する知識の問題点を明らかにしたことで、大きな学問的貢献をしたと言える。また、政策レベルにおいても、将来ガーナの地方で土地紛争を解決していくための調査指針となると考えられる

平成31年1月21日、学位論文審査委員会において、審査委員全員出席のもとに論文の審査及び最終試験を行い、本論文について著者に説明を求め、関連事項について質疑応答を行った。その結果、審査委員全員によって合格と判定された。

よって、著者は博士（環境学）の学位を受けるのに十分な資格を有するものとして認める。